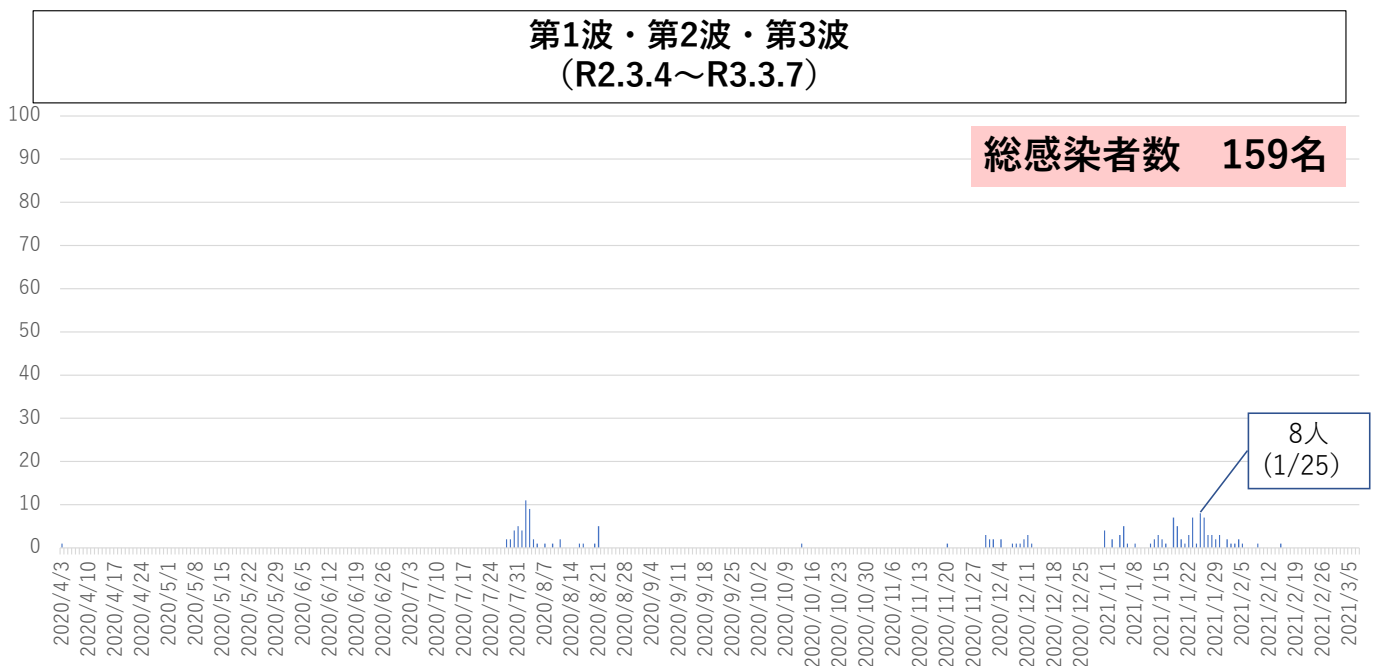
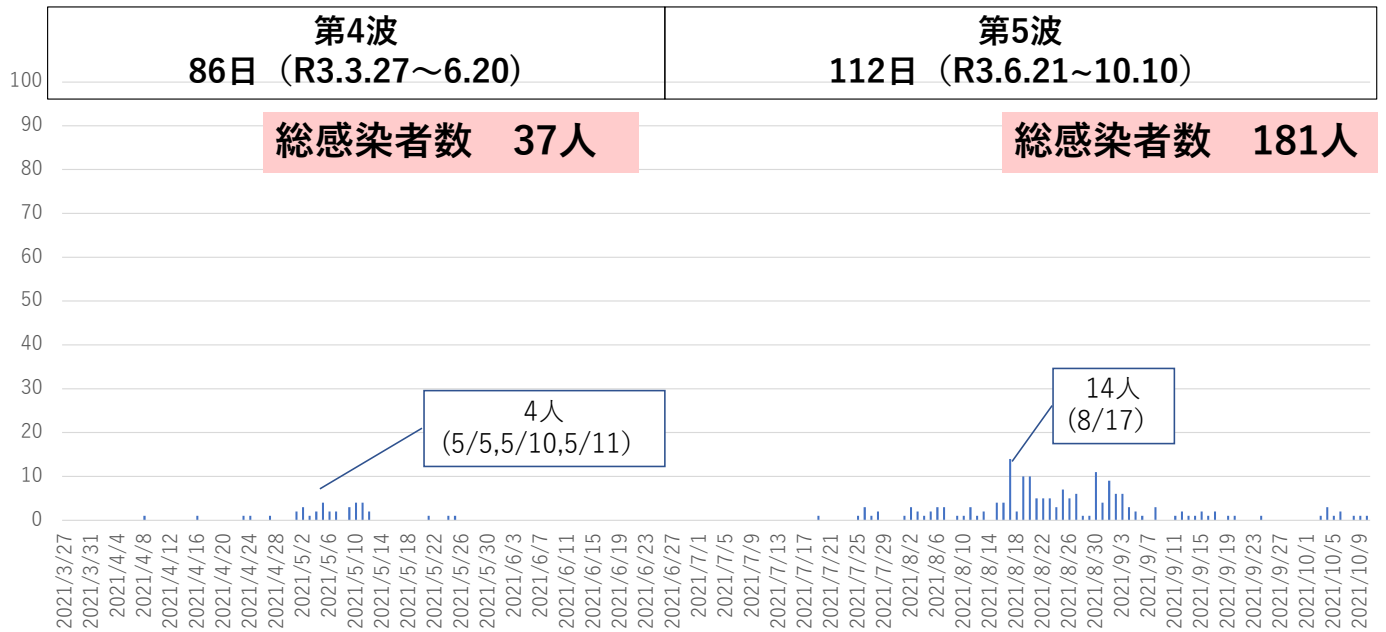


新型コロナウイルス感染症の 振り返りと 今後の感染症対策について

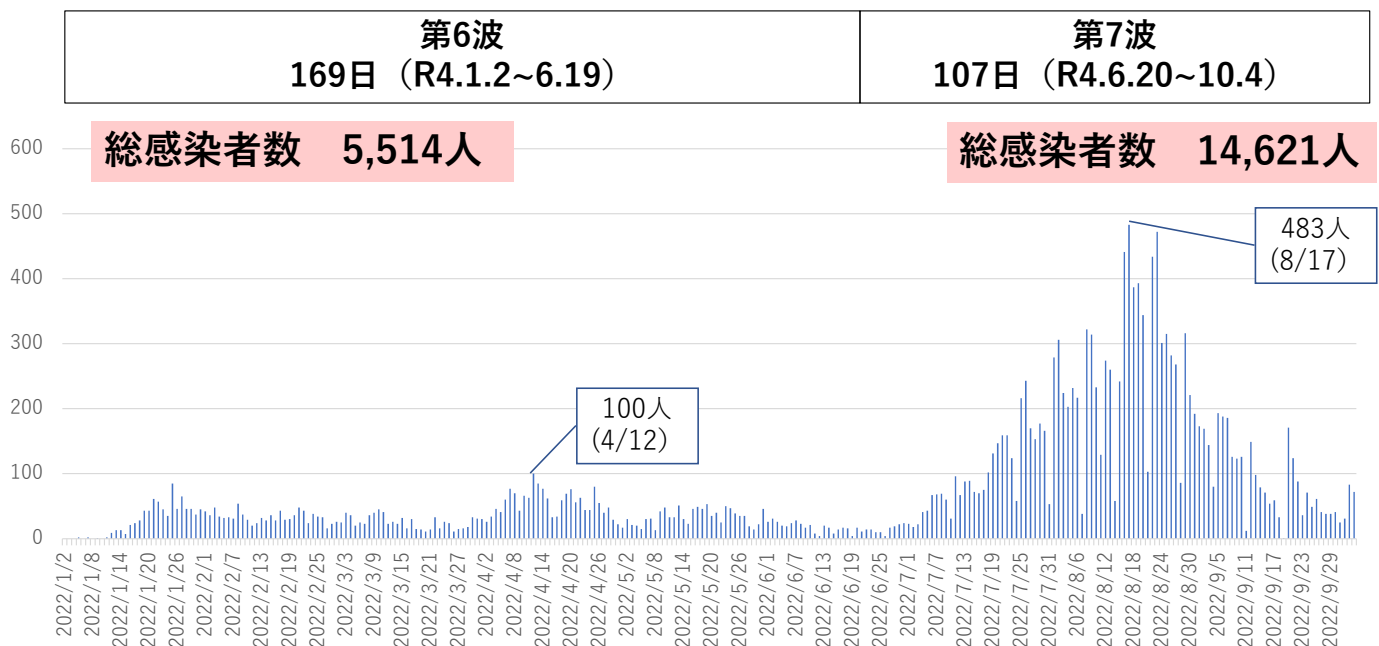
管内の感染状況の推移①



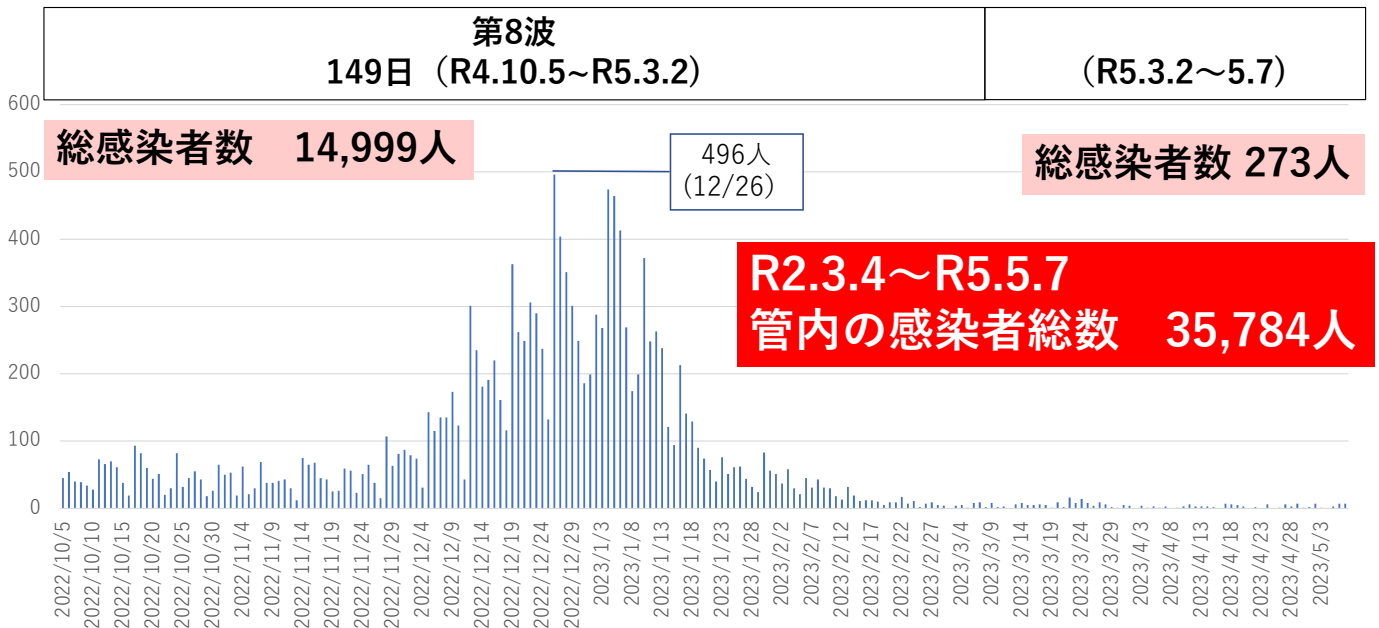
管内の感染状況の推移②



管内の感染状況の推移③

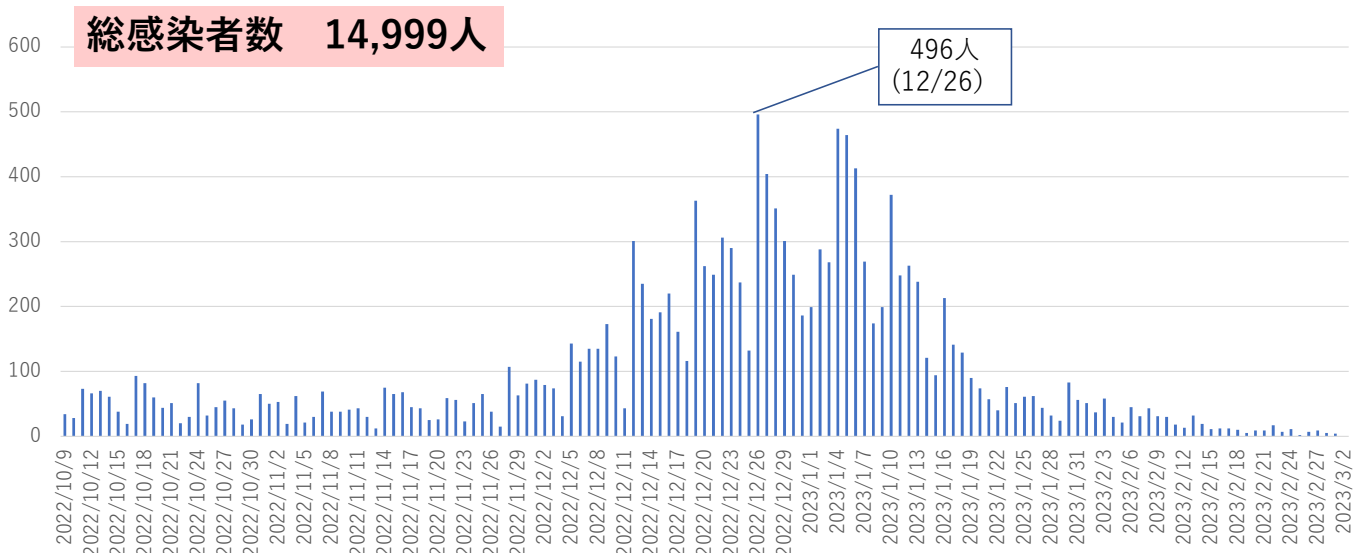


管内の感染状況の推移④

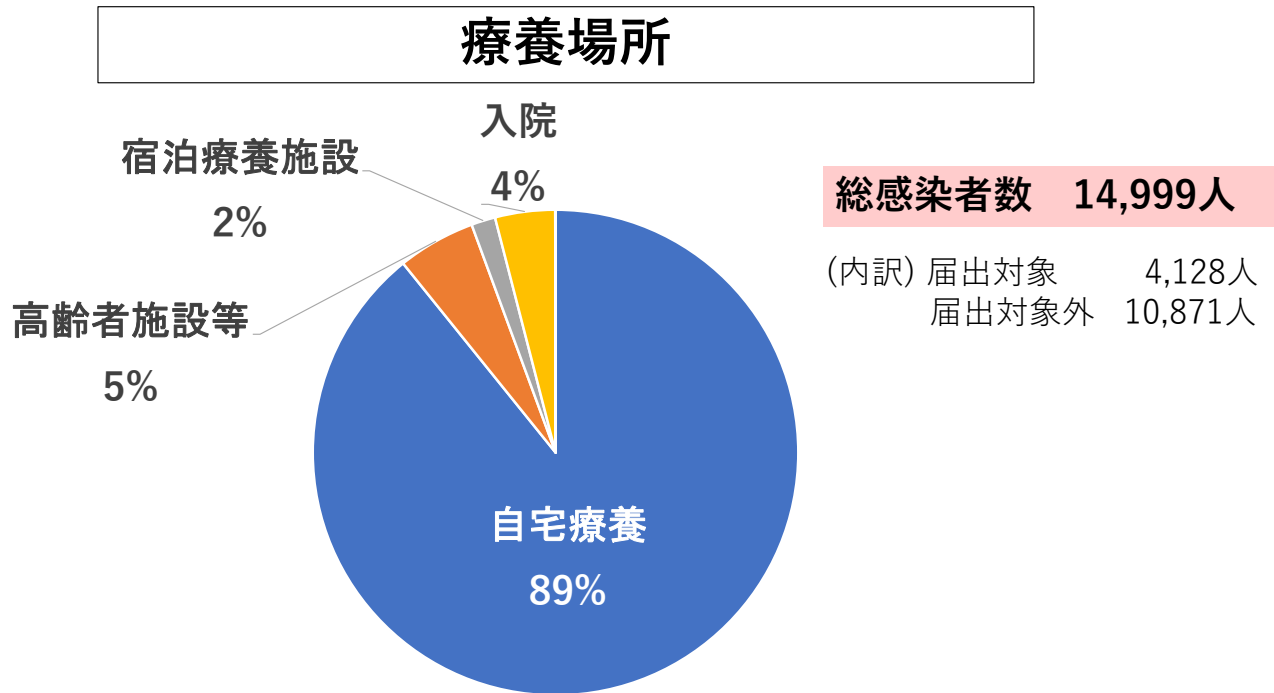


管内の第8波の状況①

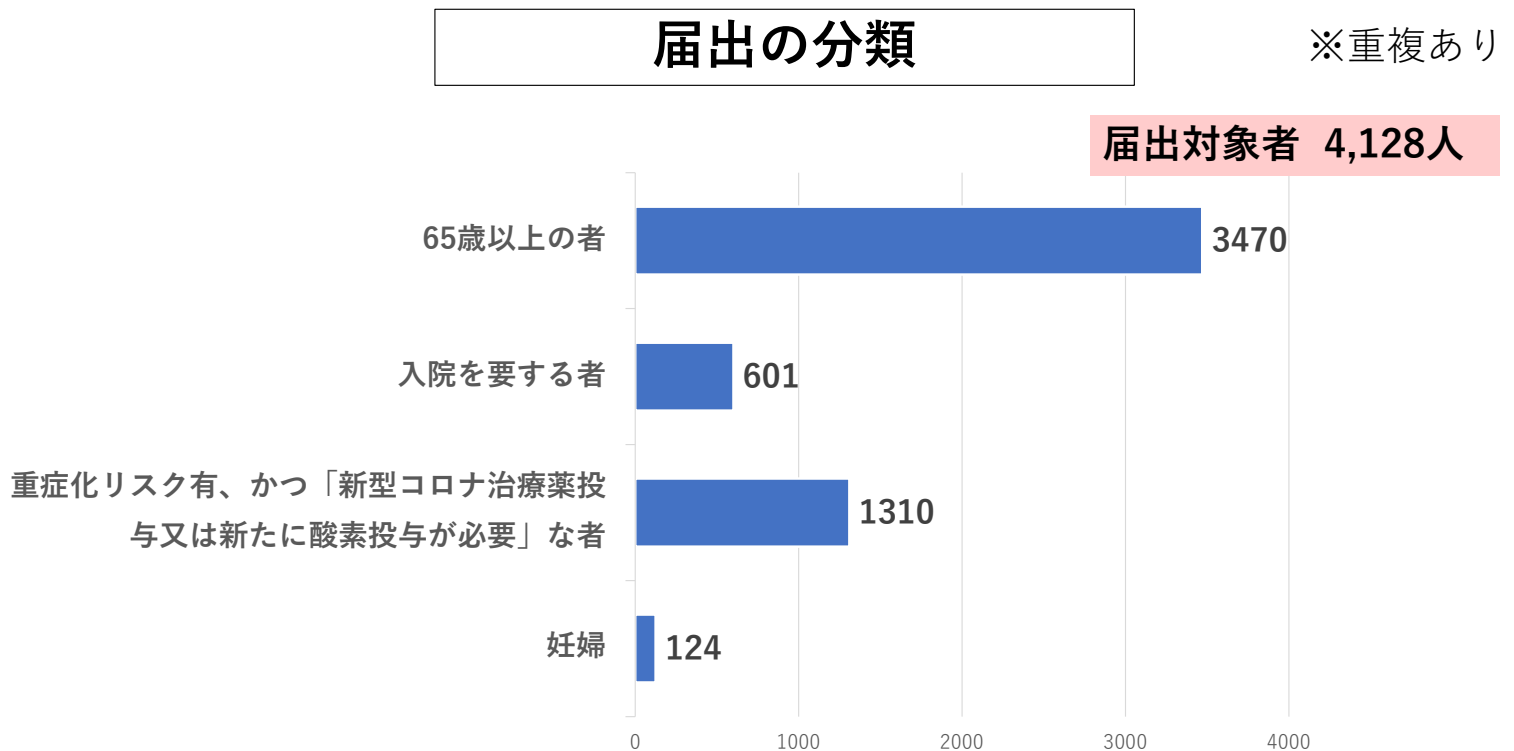
第8波：令和4年10月5日～令和5年3月2日（149日）



管内の第8波の状況②



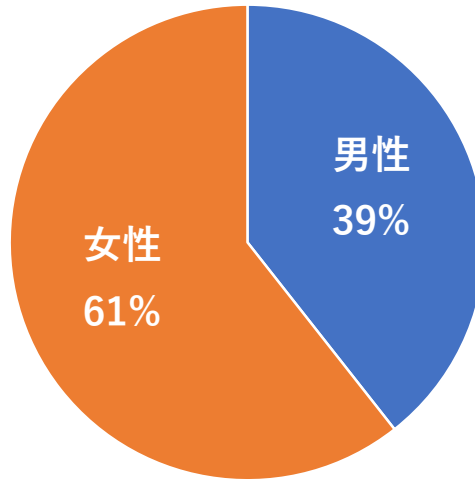
管内の第8波の状況③



管内の第8波の状況④

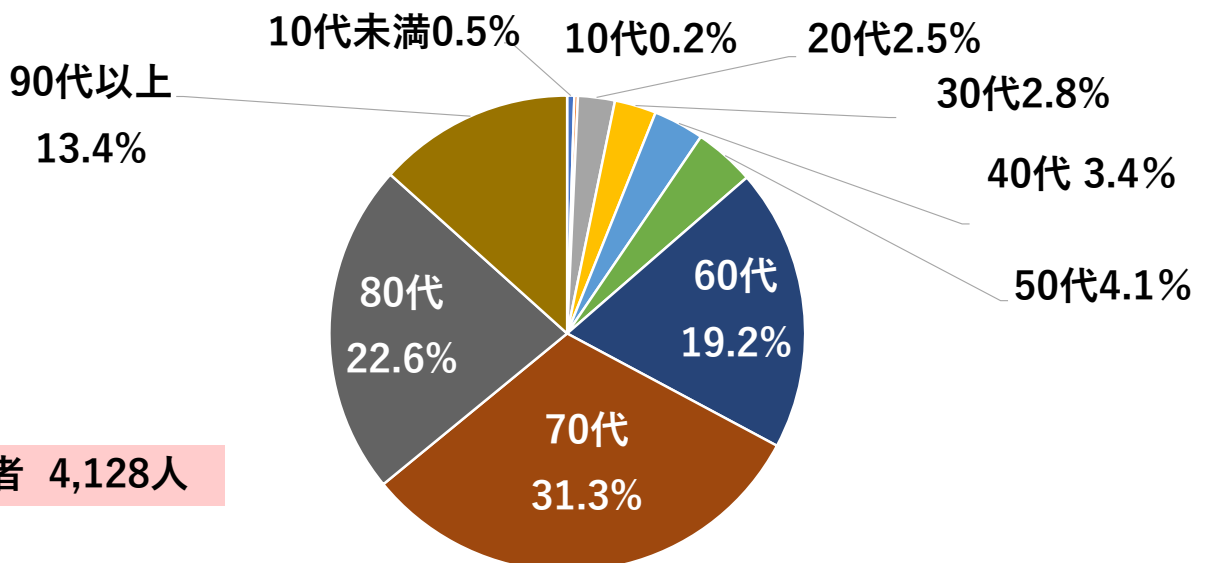
性別

届出対象者 4,128人



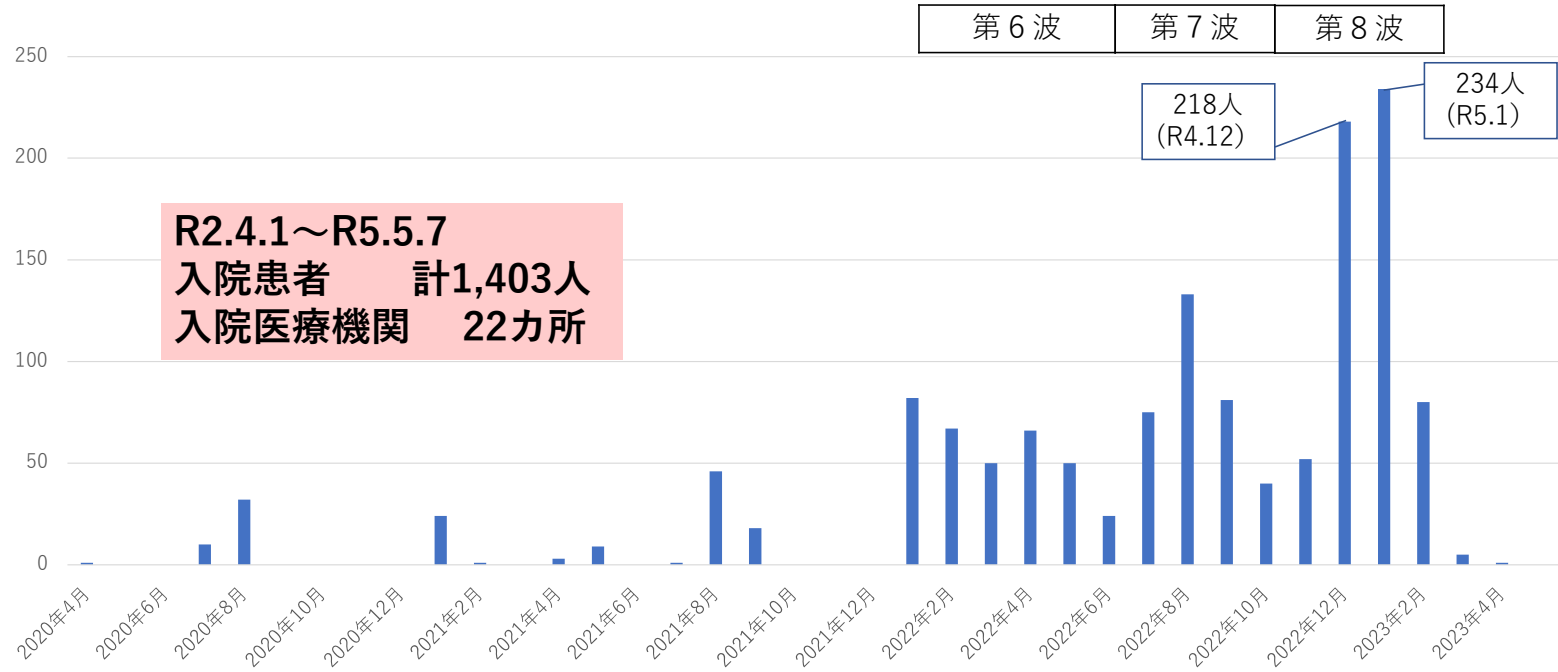
管内の第8波の状況⑤

年代



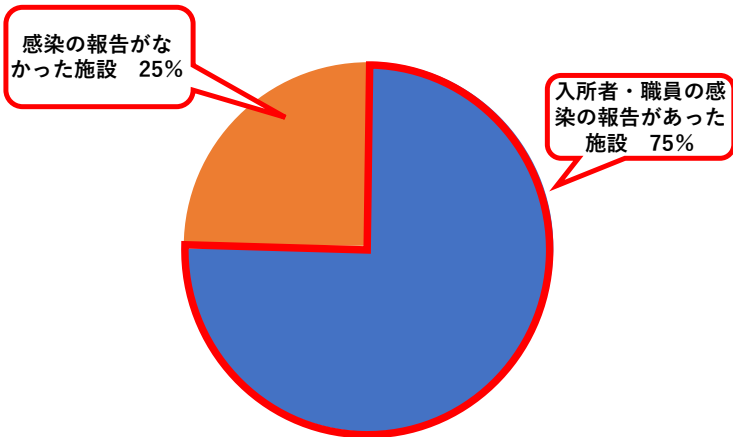
届出対象者 4,128人

入院患者数の推移



高齢者施設における新型コロナウイルスの発生状況と対応

・令和2年8月以降、延岡市内の高齢者施設の8割以上でコロナ感染の報告あり。

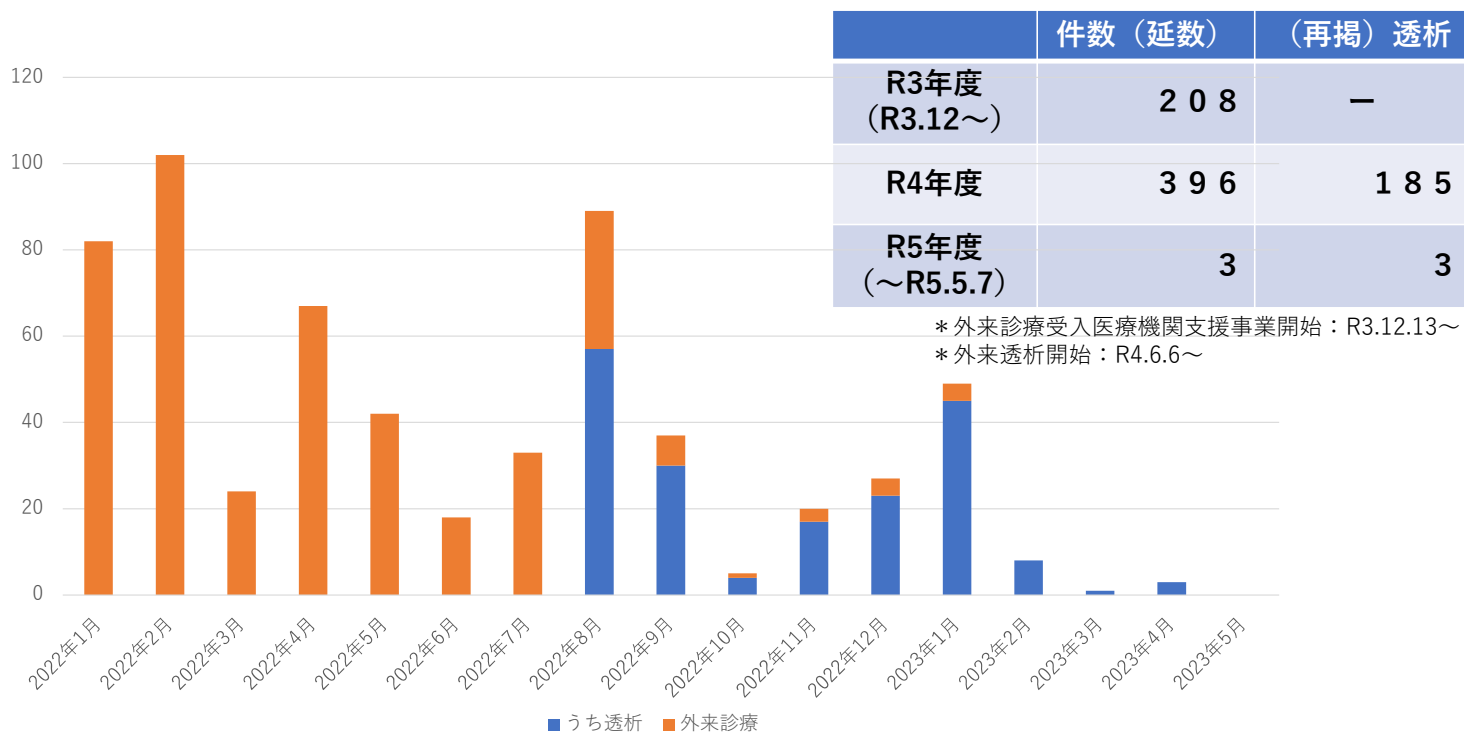


高齢者施設のコロナ感染状況 (R2.8~R5.5.7)

R2年8月~R5年5月7日

	事業所
全体 (入所系事業所)	80
コロナ感染の報告があった施設	60
コロナ感染の報告があった施設 (延数)	84
コロナ感染の報告がなかった施設	20

外来診療受入医療機関による受入れ（延べ件数と推移）



※外来診療：県及び保健所からの要請に基づき、新型コロナウイルス感染症患者と対面で行う診察・処方・点滴・検査等

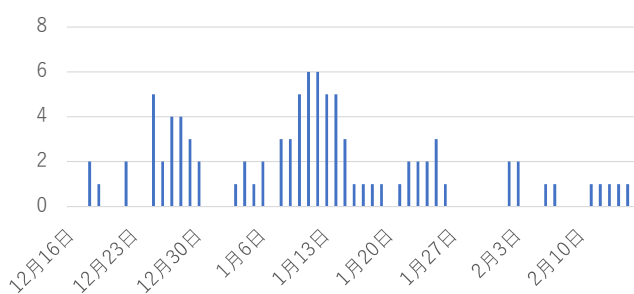
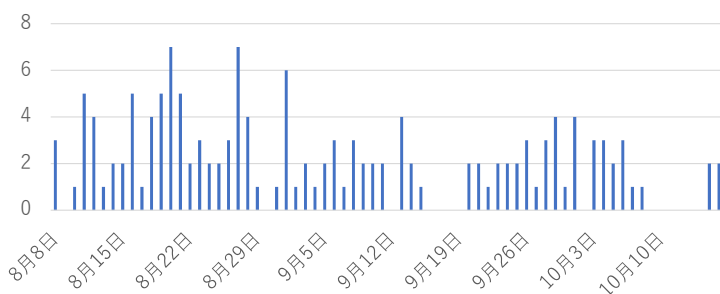
自宅療養者初期治療センターへの受け入れ調整件数

R3.8.8～R5.2.16

主な処置内容：点滴加療

延人数：241人

稼働期間	R4.8.8～10.16（58日間）	R4.12.16～R5.2.16（63日間）
調整人数	146人 （1日最大7人の受け入れ）	95人 （1日最大6人の受け入れ）



*センターの受け入れ対象者：療養者のうち咽頭痛等により食事がとれない患者や、症状悪化を訴える患者

パルスオキシメータの貸し出し件数

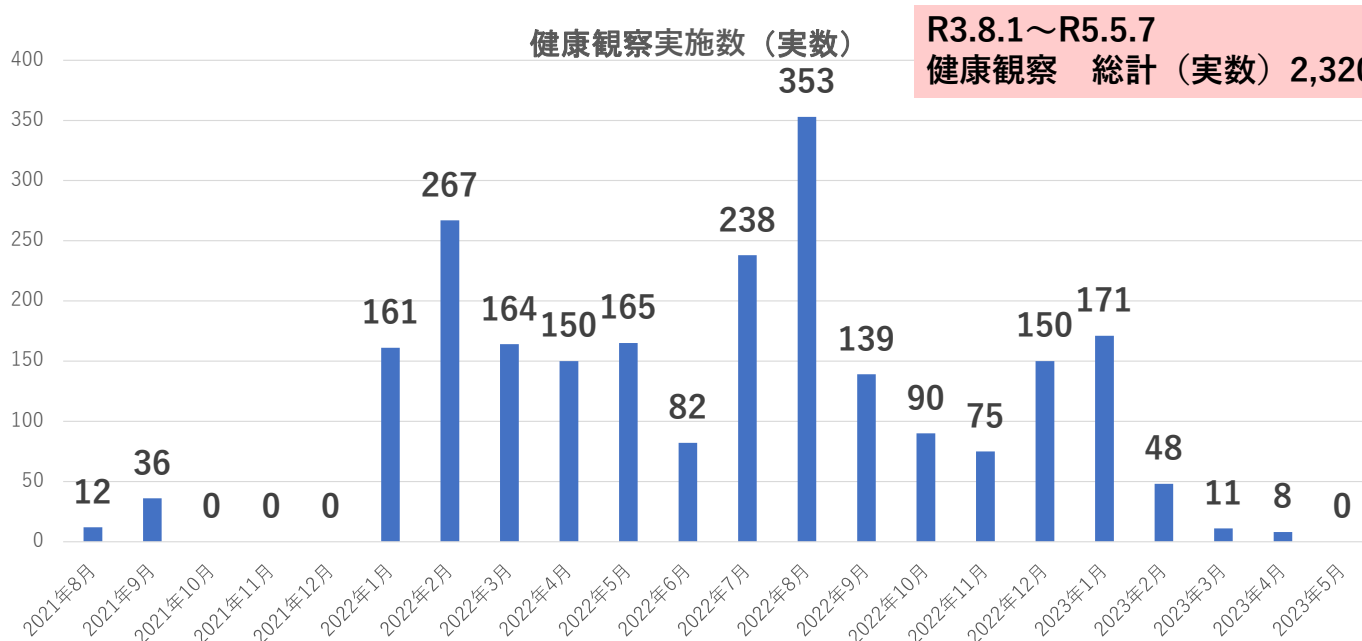
	件数
R2年度 (R3.1月～)	8
R3年度	72
R4年度	280
R5年度	2
計	362

* 保健所から直接貸し出しを行った分のみの計上

行政検査数

	行政検査（PCR検査）数
R2年2月～R5年5月	15,895件

訪問看護ステーションによる 自宅療養者への健康観察（実施数の推移）



10月以降の主なコロナ対応について①

10月以降のコロナ対応について、先週金曜日に国の方針が示されましたので、これを踏まえた県の対応をお知らせします。

基本的な考え方

新型コロナが5類感染症に位置付けられたことに伴い、医療提供体制も、行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応へと段階的に移行しているところである。

来年4月の通常対応への完全移行に向けた国の方針に沿って、10月以降、冬の感染拡大に対応しつつ、通常医療との両立を図りながら、高齢者等の重症化リスクの高い方々に対し、医療をしっかりと提供していくことができるよう、必要な医療提供体制の確保に努める。

1 医療提供体制等

5類移行後 (5/8～)	10月以降
<ul style="list-style-type: none"> 重症及び重症化のおそれがある患者用病床に対し、病床確保料による支援を実施 新たな受入を行う医療機関等に対し、外来・入院設備整備等への支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大期に限定して継続 継続

(参考) 外来対応医療機関の拡充

	5類移行前(4/11)	9月15日時点
① 外来対応を行う医療機関のうち、内科・耳鼻科・小児科標榜の医療機関	422	470
② うち、かかりつけ患者に限らず、広く外来対応を行うことを公表する医療機関 (②÷①)	179 (42%)	411 (87%)

(出典) 宮崎県福祉保健部感染症対策課

10月以降の主なコロナ対応について②

10月以降のコロナ対応について、先週金曜日に国の方針が示されましたので、これを踏まえた県の対応をお知らせします。

2 公費支援

	5類移行後 (5/8～)	10月以降
外来医療費	<ul style="list-style-type: none"> 原則、自己負担。ただし、コロナ治療薬の費用については、公費支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、自己負担。ただし、コロナ治療薬の費用については、一定の自己負担(※)を求めつつ公費支援を継続
入院医療費	<ul style="list-style-type: none"> 原則、自己負担。ただし、高額療養費の自己負担限度額から2万円を限度に減額する形で、公費支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、自己負担。ただし、高額療養費の自己負担限度額から1万円を限度に減額する形で、公費支援を継続

※具体的な自己負担額の上限は、1回の治療当たり、医療費の自己負担割合が1割の方で3千円、2割の方で6千円、3割の方で9千円

3 高齢者施設等への対応 (感染防止対策、医療機関との連携強化、療養体制の確保、業務継続に係る支援)

5類移行後 (5/8～)	10月以降
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査 	<ul style="list-style-type: none"> 継続
<ul style="list-style-type: none"> 感染制御支援に携わる医療従事者の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 継続
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者施設等へ往診を行う医療機関への補助 	<ul style="list-style-type: none"> 継続
<ul style="list-style-type: none"> 感染者が発生した場合等のかかり増し経費の補助 	<ul style="list-style-type: none"> 補助単価を見直した上で継続

4 相談窓口 (発熱時等の受診相談及び陽性判明後の体調急変時の相談)

5類移行後 (5/8～)	10月以降
<ul style="list-style-type: none"> 「宮崎県新型コロナウイルス感染症相談窓口」を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 継続

(出典) 宮崎県福祉保健部感染症対策課

体調が悪い場合は 無理をせずに学校や仕事を休むなど その時々状況に応じた適切な感染対策の実践を

その場に応じたマスクの着用や 咳エチケットの実施

熱中症に気をつけながら、周囲の混雑状況など、その場の感染リスクに応じて**マスク着脱の判断を!**

重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、**受診時や医療機関・高齢者施設などを訪問する時**と、通勤ラッシュ時など**混雑した電車・バスに乗車する時**には、**マスクの着用を!**



不織布マスクの着用は感染防止対策として引き続き有効です!

5類移行後の感染対策は、個人や事業者の自主的な判断に委ねられています

換気、 三つの密の回避 (密集・密接・密閉)

特に不特定多数の人がいるところでは、**換気**や**人との間隔を空ける**ことが、感染防止対策として有効です。

こまめな換気の実践を!



手洗いは 日常生活習慣に

食事前、トイレの後、家に帰った時などには、**まず手を洗う**よう心がけましょう。
※適切な手指消毒薬の使用も可



(出典) 宮崎県福祉保健部感染症対策課

●受診する際の注意点

かかりつけ医やお近くの医療機関に**事前に連絡**し、**不織布マスクを着用**するなどの、**感染防止対策を徹底した上で受診**してください。

※発熱外来のひっ迫を防ぐため、無症状で念のための検査を希望するケースや、症状が軽いケース、証明書等の取得を目的とするケースなど、医療機関を受診する必要がない場合には、国が承認した抗原検査キット等を活用してください。



受診する医療機関に迷う場合や、新型コロナ療養中に体調が急変した際には…

宮崎県新型コロナウイルス感染症相談窓口 ☎0985-78-5670 (24時間対応)

●新型コロナに感染された方

0日目 (発症日※1)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
----------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------

発症後**5日**を経過し、かつ、**症状軽快から24時間**経過するまでの間は、**外出を控えることを推奨** (※2)

10日間が経過するまでは、**マスク着用**や**重症化リスクの高い方との接触を控える**ことを推奨

(※1) 無症状の場合は検体採取日を0日目とします。

(※2) やむを得ず外出する場合は、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。



5類移行後は、一般に保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはありません。また、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められません。



(出典) 宮崎県福祉保健部感染症対策課

令和5年度は「自己負担なし」で 新型コロナワクチンを接種できます

生後6か月以上の **全ての方が対象**

期 間：令和5年9月20日から令和6年3月31日まで

対象者：初回接種^(※)を終了した生後6か月以上の全ての方

(※) 初回接種：5歳以上の方は1・2回目の接種、生後6か月～4歳の方は1～3回目の接種

使用するワクチン：オミクロン株（XBB.1.5）に対応したワクチン

接種を推奨する方（重症化リスクの高い方）

- ・ 高齢者（65歳以上）
- ・ 基礎疾患を有する方（生後6か月～64歳）



接種券や接種場所などについては、お住まいの市町村の窓口にお問い合わせください。

※前回接種から3か月以上経過していることが必要です。

※初回接種は全ての方（生後6か月以上）を対象に引き続き実施されます。

（出典）宮崎県福祉保健部感染症対策課